

登米市農業委員会告示第 6 号

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、登米市農業委員会が定める別段の面積を下表のとおり定めたので告示する。

平成 30 年 3 月 27 日

登米市農業委員会  
会長 高橋 清範

設 定 区 域	別段の面積
登米市のうち東和町・ 登米町の区域	40 アール
登米市のうち津山町の区域	30 アール

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。